

平成31年2月4日付【水道産業新聞】  
＜総合計画策定マニュアルなど紹介＞  
雨水管理テーマに技術研修会



会員企業や自治体から約80人が参加した技術研修会

水コン協

## 雨水管理テーマに技術研修会

### 総合計画策定マニュアルなど紹介

全国上下水道コンサルタント協会は1月16日、都内で技術研修会「雨水管理」を開いた。会員企業や自治体から約80人が参加。コンサルティングの向上を目的に、雨水管理に関する施策やマニュアル、技術的知見に関する講演が行われた。平成29年に国土交通省の「雨水管理総合計画ガイドライン」が増補改訂されたことを受け、水コン協が改訂を進めているコンサルタント実務者用

の「雨水管理総合計画策定マニュアル（仮称）」について、古屋敷直文・水コン協マニュアルWG

長（東京設計事務所 東京支社 下水道グループ グループマネージャー）が紹介した。

また、忌部正博・雨水貯留浸透技術協会水循環チーフアドバイザーが、「わが国における都市河川流域の雨水管理」として、下水道局と河川部局の連携による総合的な治水対策における貯留施設や浸透ます、透水性舗装などの役割と、計画設計手法について説明した。

高島英二郎・水コン協技術・研修委員長（オリジナル設計技師長）は、「雨水流出の基本（空間と時間、流達時間等を考える）」において、水位の1点計測だけでなく、水位計と流速計を組み合わせて実際に大雨が降った

場合の雨水流出量（流量）を測定することが、既存施設の実際の能力を評価する上でも重要だと話した。

遠藤雅也・NJS 東部支社 東京総合事務所 流域水防部長は、「水位周知下水道等の雨水関連施策動向」として、改正水防法に基づく制度や施策、計画、マニュアル類の概要と相関関係を説明した。水位周知下水道については、内水氾濫危険水位を定め、これに達した場合、首長から水防管理者や量水標管理者、必要に応じて一般に周知しなければならないとされている。